

第6回「湿地保全プロジェクトチーム」の開催について

1. 日時：平成27年1月28日（月） 14:30～18:00
2. 場所：領家農村センター（上尾市領家地先）及び江川現地
3. 議事
 - 1) 現地確認
 - 2) 湿地保全計画について
4. 主な内容
 - 1) 現地確認
 - ・湿地保全エリア(桶川側)及び湿地保全エリア(上尾側)の周辺の状況を現地において確認した。
 - 2) 湿地保全計画について
 - 湿地保全プロジェクトチームの位置づけについて
 - ・ まず、プロジェクトチームの位置づけはどのような会議なのか。今日から参加なので、委嘱なのか、有償なのか、上尾側の湿地保全エリアについては、全部もう決まっているものなのかなど、今までの経緯が分からないので、説明をしていただきたい。（委員）
 - ・ 上尾側の湿地保全エリアについても決まっているのではなく、そこも含めて再度、プロジェクトチームで議論いただくと私は理解している。（コーディネーター）
 - ・ プロジェクトチームの活動内容としては、特定希少動植物の自生地の保全・増殖に取り組む、工事の影響を受ける希少植物の移植、湿地再生に取り組む場所として湿地保全エリアを設定し、保全活動を行うなどがある。（事務局）
 - ・ 今までの湿地プロジェクトチームの活動成果の取り扱いはどうなるのか。検討会議にて位置づけを明確にしてもらいたい。検討会議の規約に明記されればよいのではないか。（委員）
 - ・ 第1回と第2回プロジェクトチームの時の参加者に諮って運営要領を定めている。今回は、第14回検討会議を受け、検討会議の委員の皆様にもお声かけした。（事務局）
 - ・ 検討会議とプロジェクトチームが車の両輪のように一体で進んでいくように、事務局には、プロジェクトチームでの検討結果がどのように生かされるか明確にし、意見を尊重し、反映していただきたい。（コーディネーター）
 - ・ 上尾側の湿地保全計画(案)は参考資料であり、上尾側も桶川側も含めて、コーデ

ィネーターに計画策定のまとめをお願いしている。計画が策定されたところで、検討会議に報告し、検討会議とプロジェクトチームが一緒に進められるよう考えている。(事務局)

- 今回、プロジェクトチームの位置づけや検討会議からの諮問になるのか委嘱になるのかなどの意見が出たので、整理して、検討会議で決定していただく。(コーディネーター)

○ 湿地保全計画の立案について

- 湿地保全計画の作成が最大の課題であるが、湿地保全計画とは何か、どのようなものを作成するのかを整理していただきたい。(委員)
- 湿地保全計画は、道路整備により、湿地帯あるいは希少動植物が影響を受けることを踏まえ、湿地の保全や再生、地域づくりにどう活かしていくかを地域で活動している方々が主体となってつくっていくもの。
- 上尾道路は、道路用地内にはビオトープで対策を講じ、その隣接するところも代償措置として保全エリアを設定し、そこで代償措置としての役割を担うと理解している。湿地保全計画の概要の趣旨のところにも代償措置として行うと記載がある。(コーディネーター)
- 環境省が定義している 3 つのミティゲーションの回避、低減、代償のうち、上尾道路では代償を考えている。(コーディネーター)
- 目標像の「様々な植物が生育する植生」とは在来の動植物が生育する環境とした方がいいと思う。(委員)
- 全体がよくなるような方向性を考えたほうがよいのではないか。道路整備を良い機会ととらえて、地域再生を盛り込んだほうが良い。(委員)
- 「整備計画」は「自然再生の計画」、「維持管理」は「保全管理」としていただきたい。(委員)
- 目標のほうに希少動植物を保全すると入れればよいのではないのか。(委員)

○ 湿地保全エリアについて

- 本来であれば、意見を頂き保全エリアを設定するのだが、道路事業の代償措置として設定できるエリアの条件を書かせて頂いた。(事務局)
- 事務所からの検討の範囲を決められるとプロジェクトチームが街づくりをどうするか考えるところが薄れてしまう。(委員)
- 道路事業として確保できる範囲は限定されてくるので、その範囲を示したと思っていただきたい。道路区域として取得した湿地の面積が約 1.6ha であるため、点在した場所ではなく道路区域と隣接した同規模の 1.6ha 程度まで検討願いたい。上尾側の保全エリアについては、検討会議の中で実験地として無償で借地

させていただいている 0.9ha を今年度道路用地として取得する予定である。そのため、桶川市側は 0.7ha 程度までで検討願いたい。(事務局)

- 桶川側が 0.7ha ということになる、桶川のほうに希少種が多い場合はどうするのか。(委員)
- 道路区域で湿地としている 1.6ha はどうやって決めたのか。(委員)
- 道路区域と同規模の面積(1.6ha)で代償措置になることはあり得ない。(委員)
- 江川の上流側にも非常にいい湿地がある。湿地を形成する上での重要な斜面や希少種が分布している上流側など周囲の範囲も含めて環境を守らなくては代償したことにはならない。道路用地の面積と同じ面積ではなく、広く、将来的にも残るエリアを保障すべき。(委員)
- 地元の自然保全のために協力したいという意向は尊重していただきたい。(委員)
- 湿地は平らな所だけではなく、湿地を形成する上での斜面も含めてのエリアとしてどうあるべきかという考え方をする必要があるのではないか。また、市道が存在するという社会的な意味合いもある程度考慮しないといけないのではないか。(コーディネーター)
- エリアの候補地を洗い出す必要がある。道路事業では難しいこともあるため、国道事務所で他の機関への働きかけをする等の方法もあると思う。(委員)
- 湿地保全エリアの範囲にグラウンド部分は入っているのか。(委員)
- 盛土を抜いて考えると、サクラソウトラスト地とつながる部分とすれば、上尾側と同じような湿地になると思う。(委員)
- 管理をだれが、どういう風にやるのかというのが問題だと思うが、手入れをしながら湿地保全をしていくのがよいと思う。(委員)

○ 特定希少植物の自生地の維持管理

- 管理してみて、希少植物が増えてきたら、その管理がよかったというような流れで管理を実施した方がいいのではないか。(委員)

○ 周辺の環境区分図

- 図に市道がぬけているので記入してもらいたい。(委員)

3) その他

- 特定希少植物の生育地や里山を地域の財産として活用していきたい。また、自然学習や郷づくり倶楽部での農業体験といった取り組みを通じて昔の原風景を残し、地域と都市との交流の場としていきたい。(委員)
- 運営要領に生物多様性国家戦略について入れていただきたい。(委員)

- 今回いただいた意見と、まとめる上で何人かの方の意見をききながら、ある程度のもを次回のプロジェクトチームに提示し、議論いただくというプロセスをとりたいと思う。(コーディネーター)